

久慈市法定外公共物使用料新旧対照表

令和6年7月1日以降

使用物件		単位	旧使用料	新使用料	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第1種電柱	1本につき1年	470円	550円	
	第2種電柱		720円	840円	
	第3種電柱		970円	1,100円	
	第1種電話柱		420円	490円	
	第2種電話柱		670円	780円	
	第3種電話柱		920円	1,100円	
	その他の柱類		42円	49円	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルまでごとに1年	4円	5円
	地下に設ける電線その他の線類			3円	3円
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	410円	480円
	地下に設ける変圧器		使用面積1平方メートルまでごとに1年	250円	290円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	840円	980円
	郵便差出箱及び信書便差出箱			350円	410円
	広告塔		表示面積1平方メートルまでごとに1年	760円	670円
その他のもの	使用面積1平方メートルまでごとに1年	840円	980円		
水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルまでごとに1年	18円	21円	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		25円	29円	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		38円	44円	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		50円	59円	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		75円	88円	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		100円	120円	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		180円	210円	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		250円	290円	
外径が1メートル以上のもの	500円	590円			
鉄道、軌道その他これらに類する施設及び歩廊、雪よけその他これらに類する施設		使用面積1平方メートルまでごとに1年	840円	980円	
地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	使用面積1平方メートルまでごとに1年	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路	380円		330円	
	地下に設ける通路	230円		200円	
その他のもの		840円	980円		
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積1平方メートルまでごとに1日	8円	7円	
	その他のもの	使用面積1平方メートルまでごとに1月	76円	67円	
看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルまでごとに1月	76円	67円
		その他のもの	表示面積1平方メートルまでごとに1年	760円	670円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8円	7円
		その他のもの	1本につき1月	76円	67円
	幕(工事用板囲、足場、話所その他の工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルまでごとに1日	8円	7円
		その他のもの	その面積1平方メートルまでごとに1月	76円	67円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	760円	670円
		その他のもの		380円	330円
太陽光発電設備及び風力発電設備		使用面積1平方メートルまでごとに1年	840円	980円	
津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設			Aに0.033を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	

工事中板囲、足場、詰所その他の工事中施設及び土石、竹木、瓦その他の工事中材料	使用面積1平方メートルまでごとに1月	76円	67円
防火地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第5号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。）において、当該耐火建築物の工事中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物	使用面積1平方メートルまでごとに1月	84円	98円
都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物又は市街地再開発事業によって建築される建築物に入居することとなるものを一時収容するために必要な施設			
トンネルの上又建築物は高架の道路の路面下に設けるその他のもの事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設	使用面積1平方メートルまでごとに1年	Aに0.023を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額
		Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.015を乗じて得た額